

役員報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のうそこども園の役員報酬及び費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、評議員、理事及び監事、評議員選任・解任委員をいう。

(役員報酬)

第3条 役員が役員会に出席したときは、交通費として3,800円を支払う。

2 役員が役員会出席以外で法人及び施設の運営のために、業務命令を受けてその業務にあたった場合、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支払い)

第4条 役員報酬は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表1により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(その他)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表1

鉄道賃	船賃	車賃	日当	宿泊料
グリーン車	一般運賃	実費	2,200円	13,000円

附 則

この規程は、昭和47年 4月 1日より施行する。

附 則

この変更規程は、昭和49年10月 1日より施行する。

附 則

この変更規程は、昭和63年 4月 1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成 2年 4月 1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成 3年 4月 1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成18年11月15日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成21年11月12日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成29年3月14日より施行する。

附 則

この変更規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。